

徳島県地域医療構想の概要

(平成28年10月)

徳島県

策定の趣旨

課題(社会保障制度改革国民会議)

- ・2025年問題
- ・人口当たり病床数が多いものの、急性期・回復期・慢性期といった病床の機能分担が不明確
- ・病床当たりの医師・看護職員数が少ない。



平成26年に医療法が改正され、都道府県は「地域の医療提供体制のあるべき姿」を描く、「地域医療構想」を策定することとなった。

※「地域医療構想」は、2025年に向け、病床の機能分化・連携を進めるために、医療機能ごとに2025年の医療需要と病床の必要量を推計し、定めるもの。

基本理念

必要病床数等の数値を機械的にあてはめ、**病床の削減を目指すものではなく**、「**全ての患者に適応した医療・介護サービスが提供されること**」を目指す。

構想区域の設定

	圏域人口(人)	圏域面積 (平方キロメートル)	構成市町村名
東部	540, 942	1, 016. 4	徳島市、鳴門市、佐那河内村、石井町、神山町、松茂町、北島町、藍住町、板野町、上板町、吉野川市、阿波市
南部	156, 580	1, 724. 1	小松島市、阿南市、勝浦町、上勝町、那賀町、美波町、牟岐町、海陽町
西部	87, 969	1, 406. 2	美馬市、つるぎ町、三好市、東みよし町
徳島県	785, 491	4, 146. 7	

2025年必要病床数(東部推計)

	医療機能	2025必要病床数(床) (A)	2014病床機能報告での病床数(床) (B)	(A)－(B)	増減率(%)
東部	高度急性期	492	1,099	▲607	▲55.2
	急性期	1,605	2,426	▲821	▲33.8
	回復期	2,080	1,228	852	69.4
	慢性期	1,946	4,027	▲2,081	▲51.7
	合計	6,123	8,780	▲2,657	▲30.3

留意点: 病床機能報告は、医療機関が4つの医療機能のうちから1つを選択して報告したもので、必要病床数はレセプトデータ等を区分して推計したものであり、完全に一致する性質のものではない。

2025年必要病床数(徳島県推計)

	医療機能	2025必要病床数(床) (A)	2014病床機能報告での病床数(床) (B)	(A) - (B)	増減率(%)
徳島県	高度急性期	718	1,514	▲796	▲52.6
	急性期	2,393	3,667	▲1,274	▲34.7
	回復期	3,003	1,690	1,313	77.7
	慢性期	2,880	5,285	▲2,405	▲45.5
	合計	8,994	12,156	▲3,162	▲26.0

留意点: 病床機能報告は、医療機関が4つの医療機能のうちから1つを選択して報告したもので、必要病床数はレセプトデータ等を区分して推計したものであり、完全に一致する性質のものではない。

将来のあるべき医療提供体制を実現するための施策①

① 病床機能の分化・連携

- ・高度急性期から在宅等に至る一連の医療・介護をシームレスに提供
- ・病院完結型から地域完結型医療に転換するためICTを積極的に活用

将来のあるべき医療提供体制を実現するための施策②

② 在宅医療等の充実

- ・療養病床に代わる新たな施設類型により、受け皿となる施設整備を推進
- ・地域包括ケアシステム等による認知症患者の見守り体制の構築

将来のあるべき医療提供体制を実現するための施策③

③ 医療従事者の確保・養成

- ・在宅医療を担う医師・歯科医師、看護職員の養成及び多職種協働の推進
- ・寄附講座、地域枠等を活用して地域偏在解消、県内定着を促進

地域医療構想の実現に向けて

【策定後の取組の流れ】

